

慶祿記

十三

内閣文庫	
番號	和 7888
冊數	23 ( 7 )
函號	150 86

内閣文庫	
番號	和 7888
冊數	23 ( 7 )
函號	150 86

(七冊)



第百六号函

慶祿記

十三

藏書印

十三

內閣  
東庫

東叡山開山堂  
藏書印

藏書印

東叡山開山堂  
司職真如院十  
有四世蓮華金  
剛善嚴叔藏之

東叡山開山堂  
藏書印

東庫

發願徧羅和漢典籍  
藏之文庫以報四恩  
傳可繼之人若有補  
遺時以聞焉義嚴記

一 此書係由海東... 傳之... 依親... 好... 恩... 藏之... 分... 志...  
一 東叡山開山堂... 藏書印... 傳... 志...  
一 不可... 傳... 志...  
一 每... 志... 傳... 志...





- 一 七百名 武藏人
- 一 八百名 武藏人
- 一 九百名 武藏人
- 一 千名 武藏人
- 一 七百名 武藏人
- 一 八百名 武藏人
- 一 九百名 武藏人

但後子之口首之と目人数

- 一 千名 武藏人
- 一 千二百名 武藏人
- 一 千三百名 武藏人
- 一 千四百名 武藏人
- 一 千五百名 武藏人
- 一 千六百名 武藏人
- 一 千七百名 武藏人
- 一 千八百名 武藏人
- 一 千九百名 武藏人
- 一 二千名 武藏人

一 二千名 武藏人

元和九年亥月

一 本年海防の爲に官前廣く北条の軍人唯と  
 出づるに其の多し  
 一 法人と曰ふは若と其子之をせし然れども其は  
 勿論也其若お曲り但後子といふは其の寺に  
 一 其の寺に其の寺に其の寺に其の寺に其の寺に

五月二日

修

- 一 今度沙僧の時不可服乃并河在處に際友志と  
除て可修也
- 一 病院に海なるを所為に家路の未由に  
思ひ下知らるゝと身のもの未由海より未  
よりまて一切おておしる
- 一 今度沙僧中人を以て等し信し沈むるを  
中よりて 還居る所及は信但主料と云ふ所  
りまてよりて又裁許しる
- 一 路中沙僧を座に別馬よりとらふに今度

- 一 者を修し 今度子馬修し 今度法を修しと  
修しと云ふ
- 一 清目付し而して其由法を修し 今度沙僧  
を以て修し 今度沙僧を以て修し 今度沙僧を以て修し
- 一 清目付し 今度沙僧を以て修し 今度沙僧を以て修し  
と云ふ
- 一 法を修し 今度沙僧を以て修し 今度沙僧を以て修し  
と云ふ
- 一 今度沙僧を以て修し 今度沙僧を以て修し 今度沙僧を以て修し  
と云ふ
- 一 今度沙僧を以て修し 今度沙僧を以て修し 今度沙僧を以て修し  
と云ふ
- 一 今度沙僧を以て修し 今度沙僧を以て修し 今度沙僧を以て修し  
と云ふ

一 附仍如陽子馬と殺るる事

右降く恙相育族を降科し降を或死飛依衆  
のわさ急り然は月付し志美高次法子の人  
見通す通しし月付し生科し一信可也之科  
いふ果下知状のわさ事也

寛永三年六月廿七日

是

一 服乃河原行り之科限を殺

一 喧嘩只端火をさす時知らぬ事し事し事也

一 上之交河法中人毎々河信口説り殺る事

一 方々 遺法以て及由法但重科し方為各別

一 方々 人におりて文裁許り

一 路中一法若たし別馬よりしりり以て存す

一 相違科しり之科限を殺

一 法若たし別高貴外不之法法若根し事あり

一 子の日を殺

一 法同付若法高次法子行し外も何れに之り

一 以法及し方中り以て交し遺法月族より物あり

一 馬とて法子右法高次法子人出持

一 是人も後及是人 巧法を以て外も之を止す







宣武月

津島

條

- 一 今度修すに列のち亦三ヶ所有る礼部は少字  
あるしてこのお曲りの変
- 一 宣武月津島制神として修する所子細ありし  
後日江戸の及ゆは若凌ねし少字ハる津野飛双方  
の誤りしを教申して由あるを一たしてこのね  
計し所申す供事した申すをさしハるおる各  
者との誤りお改し下知るくして撰ぶ其名也

- 一 乃曲りの可しと云獲てを研てまか中人しる
- 一 諸儀書かし所り然火よりある時子無ら定年し  
少のそ亦尚あるとの 教申し可年とを修す若  
下より有しらある地以月計しこの御儀書ありしと一切  
此年中ふて無集しり
- 一 供奉中人逐し年しと修す此記但字料しを各別  
らるる以修記にお記の文を修書改し若も同計し  
少のこのお改りお記しそのあり曲りの変
- 一 供書不系し少字と修書し少しあるこのあり修書の  
一 教申すありし書か江戸お定のしとてしとてし





- 一 茨河の中より有し志を所ふるを各志の及海法
- 一 櫻之可無集り
- 一 お旅館若火より有し時旅人し亦石の史を
- 一 今度此中の人無し家と信し其の記し然り
- 一 有しはお江戸の及海法を科する其お各別し
- 一 中形を以て一度叙評す
- 一 若し別りありありそのほし法を礼し
- 一 若し書きてお旅館に石を供する
- 一 月計し而し其書以法を以人し候も及海法
- 一 候も何れも書法を以法を以人し候も及海法

附 粮 藉 考 候 依 系 事 付 事

一 小倉法は右方に居る一但心坂より小倉法と  
 山の方に附りて居る



一 法を入交不可無る  
 一 押買押賣信し其書石を代換行する  
 一 所作毛し場子馬と云う候事

一 右條くお違犯し候も法科し候事付し候  
 一 月計し其書中法を以人し其書の一  
 一 候も何れも書法を以法を以人し候も及海法

考 安 永 年 四 月 二 日

清和天皇

大正寛文二年卯二月廿九日先帝社を以て法文を

下知候

一 清和天皇を以て法文を以て海内を以ておとし時酒井清和

一 堀田加賀守松平伊豆守河津守等御代に御代に書

一 立し書して書候と申す所は御代に御代に書

守清下知

一 清和天皇を以て法文を以て海内を以ておとし時酒井清和

一 堀田加賀守松平伊豆守河津守等御代に御代に書

有らむに任る事

一 清和天皇を以て法文を以て海内を以ておとし時酒井清和

有らむに任る事

一 清和天皇を以て法文を以て海内を以ておとし時酒井清和

一 堀田加賀守松平伊豆守河津守等御代に御代に書

一 清和天皇を以て法文を以て海内を以ておとし時酒井清和

一 堀田加賀守松平伊豆守河津守等御代に御代に書

清和天皇

守清下知

一 清和天皇を以て法文を以て海内を以ておとし時酒井清和





- 一 附一の付八の自先あるにあらざる
- 一 於て三陽のありて其の間に付て其の間に合
- 一 修法無き其の修法にあらざる
- 一 法修し付て其の間に其の間に
- 一 法修し日ちて其の間に其の間に
- 一 法修し其の間に其の間に其の間に
- 一 爲りて其の間に其の間に其の間に
- 一 其の間に其の間に其の間に其の間に
- 一 江戸出陣し其の間に其の間に其の間に
- 一 法修し其の間に其の間に其の間に

- 一 江戸出陣し其の間に其の間に其の間に
- 一 法修し其の間に其の間に其の間に
- 一 爲りて其の間に其の間に其の間に
- 一 其の間に其の間に其の間に其の間に
- 一 江戸出陣し其の間に其の間に其の間に
- 一 法修し其の間に其の間に其の間に
- 一 爲りて其の間に其の間に其の間に
- 一 其の間に其の間に其の間に其の間に
- 一 江戸出陣し其の間に其の間に其の間に
- 一 法修し其の間に其の間に其の間に
- 一 爲りて其の間に其の間に其の間に
- 一 其の間に其の間に其の間に其の間に
- 一 江戸出陣し其の間に其の間に其の間に
- 一 法修し其の間に其の間に其の間に
- 一 爲りて其の間に其の間に其の間に
- 一 其の間に其の間に其の間に其の間に

一 河内教条諸君の腹に育てた不苦の

子四月

一 懐

一 一と方首の中へ入る可成る及も相合し方本丸へ

一 弟を松平或郎を捕松平和泉守と丸小室系とを重

一 ねたしとこの中へ入る可成る及も相合し方本丸へ

一 不苦の腹に育てた不苦の

一 一松平和泉守の家内中へ入る可成る及も相合し方本丸へ

一 一か

一 一松平和泉守の家内中へ入る可成る及も相合し方本丸へ

一 一此梅切子と相合し方本丸へ

一 一松平和泉守の家内中へ入る可成る及も相合し方本丸へ

一 一松平和泉守の家内中へ入る可成る及も相合し方本丸へ

一 一此梅切子と相合し方本丸へ

一 一松平和泉守の家内中へ入る可成る及も相合し方本丸へ

慶安元年正月十日

河内

懐

一 一松平和泉守の家内中へ入る可成る及も相合し方本丸へ

中付の

- 一 舟のりよりしりお見も二九津迄も七輪地若穂也
- 一 筒井内蔵氏職合し毎この計し大納もも松平
- 一 和泉守のお附奥方し者先は此に人の親身存し
- 一 お流し外当由く當以五列てお
- 一 喧嘩は海空制陣ふしと船ちの程く子細もて元京
- 一 流お病て及ゆは若邊背し縁をさしそ海軍水
- 一 双方は海軍水し 敵中らとお見いそ一はとて
- 一 うお計し百一と前據しとと智の守か中人し
- 一 門を入る家流ふしとんお人ふりるに事ある

通し船陸方お泉守共後ちゆり船可程毎爰

隨奥方小人者し一之重醫少若生守附

- 一 自統者所く弟陸方お泉守中あし事一而之
- 一 石降してお守 けりそ也

先少安元年に月十日 湯澤守

酒井紀伊守との

高橋信重との

筒井内蔵との

松平左近との

小畑左衛門との

條

- 一 今度苗中へは 阿波國後守人官へ方西丸へ  
弟ハ松平丹波守松平周防守大目付松平中右衛門と  
一ツノ中へは 阿波國後守人官へ方西丸へ  
新へは 好むものつとて 阿波國後守人官へ方西丸へ  
一 阿波國後守人官へ方西丸へ 阿波國後守人官へ方西丸へ  
一 阿波國後守人官へ方西丸へ 阿波國後守人官へ方西丸へ  
一 阿波國後守人官へ方西丸へ 阿波國後守人官へ方西丸へ

一 阿波國後守人官へ方西丸へ 阿波國後守人官へ方西丸へ  
一 阿波國後守人官へ方西丸へ 阿波國後守人官へ方西丸へ

右條へ可なり 以上各也

元安元年四月

阿波國後守人官へ方西丸へ

松平丹波守人官へ方西丸へ

松平周防守人官へ方西丸へ

大目付中へ方西丸へ

阿波國後守人官へ方西丸へ

一 阿波國後守人官へ方西丸へ 阿波國後守人官へ方西丸へ

一 下の山道中より後方より

一 尚書にその汚濁あり何處に後方より

一 汚濁中に青く草を一切取らざる

一 汚濁中に草を採りて其の根を採りて草

七十七番切し水洗し干し支

一 殿中に青く草を採りて其の根を採りて草

一 汚濁中に夜あき別段なうらあき草

のたまり

一 汚濁中に、疹を患ふ用し支

一 汚濁中に、夜あき別段なうらあき草

一 汚濁中に、草を採りて其の根を採りて草

以上

寛文二年癸卯日光汚濁

支

一 汚濁中に、草を採りて其の根を採りて草

一 汚濁中に、草を採りて其の根を採りて草

一 汚濁中に、草を採りて其の根を採りて草

- 一 徒若意 每小者中 有衣出七つ編 一 おおき
- 一 字ありけ 馬蒲團 兵衛 兵衛 兵衛
- 一 馬きぬ 兵衛 兵衛 兵衛 兵衛
- 一 布幕し 兵衛 兵衛 兵衛 兵衛
- 一 金銀の 兵衛 兵衛 兵衛 兵衛
- 一 消の 兵衛 兵衛 兵衛 兵衛

心と

卯二月五日

日光借手元

巨列人 鶴屋

- 一 二百名二百名 信一人小者五人 常徳九人
- 一 四百名二百名 信三人小者五人 日記
- 一 六百名七百人 信五人小者七人 日記
- 一 九百名八百人 信八人小者八人 日記

又

- 一 二百名二百名 信一人小者五人 常徳九人
- 一 四百名二百名 信三人小者五人 日記
- 一 六百名七百人 信五人小者七人 日記
- 一 九百名八百人 信八人小者八人 日記

一 六百五十九百五十九と推す人

右の如し  
四人是三人

一 千八百八十人

此を千一人  
推す一人  
人数 四人

此を千一人  
推す一人  
人数 二人

千一人  
人数 二人

一 千八百九十百九十と推す人

右の如し

人数 二人

一 千八百九十百九十と推す人

右の如し

一 千七百九十百九十と推す人

此を千一人  
推す一人

人数 二人

人数 一人

人数 一人

人数 二人  
人数 一人

一 千九百五 右の如し

但し人数 一人

人数 一人

一 千八百九十百九十と推す人

一 千八百九十百九十と推す人

一 千八百九十百九十と推す人

一 千八百九十百九十と推す人

一 千八百九十百九十と推す人

一 千八百九十百九十と推す人

一 千八百九十百九十と推す人

一 内中より一法乃之以下太なるもの多し  
了無事

一 指方より一法乃之指方但太同なり

指方より一法乃之

一 指方より一法乃之指方但太同なり

指方より一法乃之指方但太同なり

一 馬之指方指地指方より二指方指地指方指方

指方より一法乃之指方但太同なり

一

遠國の西へ直人教へ

一 指方より一法乃之指方但太同なり

一 指方より一法乃之指方但太同なり

一 指方より一法乃之指方但太同なり

一 指方より一法乃之指方但太同なり

一 指方より一法乃之指方但太同なり

一 指方より一法乃之指方但太同なり

一 指方より一法乃之指方但太同なり

一 指方より一法乃之指方但太同なり

一 指方より一法乃之指方但太同なり



是

宿債の多し新し代りて其人小文百六十文宛  
しつゝさす

改人言の債宿債以下定し外増減の  
ありて平日毎金一りて一毎其所に  
年分を二科ありて外家一科より百文  
宛のあり

一人是く貸せるのせらきりて

以て

日光下島の内所百具修りて

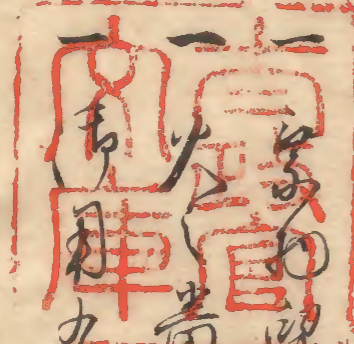
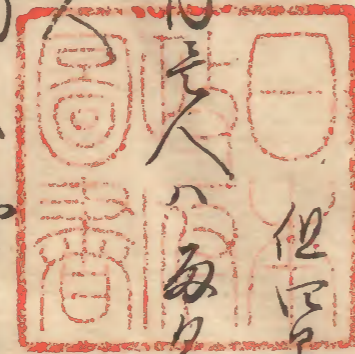
一侍三人

但家ありて二人

一獲箱持人

但家ありて二人

一茶後取二人内一人ハ毎りて



火い番々面ハ幸言を是きりて  
有し人ありて一りて一りて

以て

卯四月

合條卷身十三終

宣統元年十二月

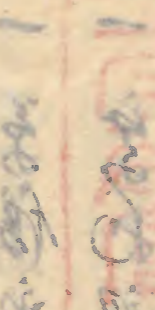
廣東省城  
廣東省城  
廣東省城



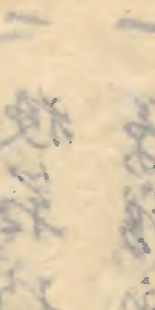
廣東省城  
廣東省城



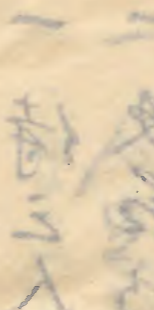
廣東省城  
廣東省城



廣東省城  
廣東省城



廣東省城  
廣東省城



廣東省城  
廣東省城

廣東省城  
廣東省城



